

公益法人シュツットガルト日本語補習授業校

定 款

(和訳)

第一条 法人の名称および所在地

本法人は、Japanische Schule Stuttgart e.V.（公益法人シュツットガルト日本語補習授業校）と称し、その所在地をシュツットガルトに置く。本法人は法人登録に登録されるものとする。

第二条 法人の目的

第一項 本法人は、日本語および日本文化を振興することを目的とする。この定款の目的はことに、日本、ドイツあるいはその他の国籍を有する子女が、日本語ならびに日本文化に関する授業を受けられる学校を運営することにより、達成されるものである。これら子女は、ドイツ法律により義務教育課程にある以上、公立あるいは学務監督庁により公認された私立学校に通わなければならない。よって、本法人による授業は子女に対し、余暇時間にのみ行われることになる。

第二項 本法人は納税規定の「税優遇目的」条項に準じ、専ら公益目的のみを追う。本法人は、無私に活動し、まずは営利目的を追わないものとする。

第三条 法人の役職

第一項 本法人の役職は、名誉職である。

第二項 執務が名誉職として負担し得る量を超える場合は、理事の一人を職務担当者および学校と事務に必要な補助職員として任命することができる。その労働に対し過大な報酬は支払われてはいけない。

第四条 会員

第一項 本法人の会員は、本法人の目的を後援する意思のある自然人および法人がなることができる。

第二項 会員は以下のように区別される。

名誉会員

正規会員 および

後援会員

第三項 正会員とは、親権者として一人以上の児童ないし生徒を、当補習校の授業を受けさせるために当法人への入会の申し込みを行い、第五条の規定

に従って当法人への入会を許可された者をいう。理事の選出や票決において、親権者は、全体として最大で一票の議決権を有する。

第四項 後援会員とは、児童ないし生徒を当補習校の授業に通わせることなく、当法人への申し込みを行い、第五条の規定に従って当法人への入会を許可された者をいう。後援会員は、議決権を有しないが、会員総会に参加する権利を有する。

第五項 名誉会員とは、当法人に対する特別な功績により、第五条の規定に従って当法人への入会を許可された者をいう。名誉会員は、議決権を有しないが、会員総会に参加する権利を有する。

第五条 入会

第一項 本法人の正規あるいは後援会員としての申し込みは、理事会に文書で提出する。申込者は入会となった場合は入会出願書提出を持って当定款を認知するものとする。会員の入会は、理事会が決定する。理事会は、入会拒否の場合その理由を公示する義務はないものとする。文書による入会承認を持って、会員の入会は根拠をなすものとなる。

第二項 名誉会員は理事会の推薦により、会員総会で決定されるものとする。

第六条 会員資格の喪失

第一項 会員は、以下により会員資格を失うものとする。

- I) 本法人からの退会
- II) 死亡
- III) 除名
- IV) 会員名簿からの抹消

第二項 退会は理事会に文書で届け出るものとする。退会は退会が文書で表明された月の末日を持って有効となる。すでに納入された会費は、返却されないものとする。

第三項 本法人の目的に故意に違反したり、あるいは本法人の名誉を損なうような行為をした会員は、本法人より除名されることがある。除名は理事会が決定する。但し、理事会は、決定に先立ち、当該会員に対し、一定の期間内に、文書ないしは口頭による弁明を行う機会を設けなければならない。除名は、理事会側からの文書にの通達をもって有効となる。通達してから一ヶ月間で除名された会員は、理事会に提訴することができる。理事会はそれを次の会員総会に議決として提供しなければなりません。

第四項 事業年度終了後もなお会費を納入しなかった会員は、第七条の第二項を前提に、理事会の決定のもとに会員名簿から抹消されることがある。

第七条 会費

- 第一項 会費の金額およびその納金については、理事会によって作成され、会員総会において承認されるべき会費規定により定められる。会員総会はまた、一回限りの入会金を決定する。会費は前払いされるものとし、一年ごと、あるいは一ヶ月ごとに支払われるものとする。新会員は、最初の会費とともに入会金を支払う。
- 第二項 事業年度終了後も会費を支払わなかった会員は、警告を受けるものとする。二度の警告後も会費が支払われない場合には、理事会の決定のもとに会員名簿から抹消されることがある。罪なく苦境に陥ってしまった会員に対しては、会費の支払猶予、または困窮期に一部あるいは全額会費免除が許されることがある。

第八条 法人の機関

本法人の機関は以下のとおりである。

- I. 理事会
- II. 会員総会

第九条 理事会

- 第一項 当定款で定められるところの本法人の理事会は、理事長、副理事長、および一名以上の会計理事を含む理事により構成されるものとする。
- 第二項 理事会は、役職および人員の構成において会員総会により選出されるものとする。選出は一年ごと行われる。再選は認められるものとする。但し、同時に補習校の講師として任務に就いている会員を、理事に選ぶことはできない。
- 第三項 理事会は裁判上および裁判外で法人を代表するものである。法（民法典第26条）で定めるところの理事会とは、理事長、そしてその他の理事である。本法人の理事長および副理事長はそれぞれ、単独で本法人を代表する権限がある。その他の理事会員は2人で代表権を有する。
- 第四項 理事会は、必要に応じ、会合するものとする。
- 第五項 理事会は、明文で会員総会で決議されなければいけないと定められていないすべての事項について決定を行い、会員総会の決議事項を実施する。
- 第六項 理事会の決定は出席理事の単純多数決によるものとする。賛否同数の場合には、理事長の決定に従うものとする。当定款において本法人の業務が理事会にゆだねられている限り、第一項で述べられている理事会に業務の資格があるものとする。

- 第七項 理事会の理事役員が任期中に辞任した場合、理事会は会員の中から補欠選挙を行うことで、辞任した理事の任期の残りを補欠するものとする。もしくは、理事会は原理事の一人が辞任した理事の任期の残りを補欠するものとする。
- 第八項 理事会は理事会理事の内一名か複数、あるいは会員に対し特別な任務を委託することができるものとする。委任を受けたものはその任務について理事会に報告し、絶えず意見を調整するものとする。
- 第九項 理事会は、学校の教務運営に関する責任者として校長職を置くことができる。理事会はまた、教務事務を行う事務職を置くことができる。第三条第2項にしたがって、その労働に対し過大な報酬は支払われてはいけない。

第十条 会計監査

会員総会は、毎年、会員を一人もしくは二人以上会計監査として選出する。この会員は、同時に理事会のメンバーであってはいけない。但し、再選は防げない。会計監査は会計出納が規則に準じて行われているか確認し、総会でその監査結果として会計報告を提出する。

第十一条 会員総会

第一項 定例総会は一年に一度、各事業年度終了後、六ヶ月以内に招集されるものとする。文書による招集状は、総会の少なくとも二週間前までに全会員に送付される。その招集状には、総会で決議されるべき懸案事項が列挙されていなければならない。年次総会においては、会員は次の事項を決議するものとする。

- I. 理事会の年次報告
- II. 事業年度の決算報告
- III. 理事会の職務解除
- IV. 新理事会の選出
- V. 会計監査の選出
- VI. 定款の変更事項
- VII. 入会費および会費の決定
- VIII. 理事会および会員からの提議事項
- IX. 本法人の解散

第二項 会員総会は、議決権のある会員（その提議は第4条による）の三分の二が出席しているか委任状により代理されている場合、議決に要する定足数を満たすものと認められる。総会が定足数を満たさなかった場合、新

しく総会が招集されるものとし、この場合の総会はいかなる時も決議能力があるものとする。

- 第三項 理事会はいつでも、臨時総会を招集することができる。正会員の三分の一が理事会に対して文書により要請した場合は、臨時総会が招集されなければならない。この場合、理事会が臨時総会を直ちに招集しなければ、会員は自ら総会を招集する権利があるものとする。その際の議事日程は、招集の際に通達されるものとする。

第十二条 票決

- 第一項 文書による議決権の移譲は認められる。出席会員は、最大で三名までの欠席会員を代理することができる。この代理のためには、委任をうける会員の指名を明記した、欠席会員の文書による委任状が必要である。この文書による委任状は、会員総会が始まるまでに、委任ないしは受任を行う会員により、理事会まで提出されなければなりません。

- 第二項 会員総会は出席会員、ならびに有効な委任状により代理されたすべての会員がもつ議決権の単独多数決により決議する。棄権ならびに無効な投票は算定しない。定款の変更ならびに法人の解散についての決議は、出席議決権の四分の三以上の多数を持って議決される。

第十三条 総会議事録

どの会員総会の進行についても、総会で担当指定された理事が議事録を、出席者名簿を添えて作成するものとする。議事録には総会で決定された事項が記録されていなければならない。議事録はその記録係ともう一人別の理事により署名されるものとする。

第十四条 事業年度

本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日をもって始まり、3 月 31 日付きをもって終了する。事業第一年度は、本法人の登録完了をもって開始する。

第十五条 寄付金

本法人の目的遂行のため、本法人の諸機関は、寄付金募集に尽力するものとする。寄付者の範囲は限定されないものとする。

第十六条 本法人の資産

本法人は当定款第二条で述べられている公益目的に尽力をつくしているため、本法人の資産は定款の示すところの目的のためだけに使用を許され

るものとする。会員は、本法人の資産からなんの供与も受けない。また、退会する会員は、本法人の財産の分与譲渡について、なんの要求権利も持たない。本法人の目的に関係のない出費、あるいは比較的過大な報酬により、何者も優遇されることがあってはいけない。

第十七条 賠償義務

学校運営中に、校内および本法人の業務室で損害あるいは損失が生じた場合、本法人は、会員あるいは授業参加者に対し、その賠償義務を負わない。

第十八条 解散

本法人の解散あるいは解消、あるいはそれまでの法人目的撤廃の際には、本法人の資産は、それぞれ半分が日本人会シュトゥットガルト (JAPAN CLUB STUTTGART e.V.) とまほろば会 (MAHOROBA e.V., SCHWIEBERDINGEN 市) に譲渡するものとする。その資産を直接と専用に公益目的・慈善の目的・教会のための目的のためだけに用いる。

第十九条 定款の発効

以上の定款は、1984年2月25日の創立総会において決定された。当定款は、本法人の在シュツットガルト区裁判所における法人登録をもって発効するものとする。

注) 本定款は、ドイツ語版を原本とし、当和文定款はその翻訳である。

本定款は、1984年03月17日の会員総会において改訂された。

本定款は、1985年02月02日の会員総会において改訂された。

本定款は、2005年04月30日の会員総会において改訂された。

本定款は、2006年01月07日の会員総会において改訂された。

本定款は、2014年04月26日の会員総会において改訂された。